

役員報酬等に関する支給規程

社会福祉法人 幸の会

役員報酬に関する支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸の会（以下「法人」という。）の定款8条及び第21条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、支給基準額について理事会を経て評議員会において決定し、各人に支給する。ただし、当分の間報酬は第2項の日当のみとする。

2 役員等が理事会、評議員会へ出席したときは、報酬として日当を支給する。

(1) 理事会に出席した理事、監事出席一回につき 10,000 円（所得税控除後）

(2) 評議員会に出席した評議員及び議案提案者等出席一回につき 10,000 円

（所得税控除後）

(3) 会計監査を実施した監事 会計監査一回につき 10,000 円（所得税控除後）

3 報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出席状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者であっても、必要に応じて第1項及び第2項を適用することができる。

第4条 報酬の支払いは、理事会及び評議員会等開催の都度、現金にて支給する。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会に出席した時の交通費は、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払う。

(その他の支給)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。なお、理事会・評議員会に出席した役員のうち、高齢（75歳以上）かつ片道5kmを超える者については、交通費相当額として出席一回につき 10,000 円を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

1 この規程は、平成29年5月29日から施行する。

1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。

1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。